

地域密着型通所介護
整備法人
公募要項

令和4年度第2回
加古川市

1 公募の趣旨

加古川市では、利用者が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、日常生活圏域ごとの整備バランスを考慮しながら、介護サービス基盤整備を計画的に進めています。

本公募は、地域密着型サービスのうち、地域密着型通所介護を整備するために行うものです。

2 公募対象の地域密着型サービス事業等、日常生活圏域及び必要整備量

サービスの種類	日常生活圏域	必要整備量
地域密着型通所介護	市内全圏域	特に制限は設けません

※3年以上通所介護事業所を運営している事業所が、利用定員を減員すること又はサテライト型から単独型になることにより地域密着型通所介護となる場合は、公募手続きは不要です。

3 事業者の資格要件

- 1 応募できる事業者は、法人（設立予定者も可）であること。
- 2 介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項第1号から第3号の4までの規定に該当しないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じていること）。
- 4 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

4 詳細要件

人員基準	従業者 ※(1) (3) のうち 1人以上は常勤	(1) 生活相談員	サービス提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上
		(2) 看護職員	単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1以上
		(3) 介護職員	単位ごとに、提供時間数に応じて、次の数の専従の者 ・利用者の数が15人までは1以上 ・利用者の数が16人以上の場合は、15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上
		(4) 機能訓練指導員	1以上（他の職務に従事可能）
		(5) 利用定員が10人以下の場合は、看護職員を含めて、(3) で可	
	管理者	常勤かつ専従であること（管理上支障がない場合は、事業所内または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能）	
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、サービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備える ※面積にかかる基準はすべて内法での測定によるものとする	食堂・機能訓練室	それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は3m ² に利用定員を乗じて得た面積以上であること
		相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮すること
		・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則 その他関係法令・通知を遵守すること	

※ 療養通所介護については別基準あり。詳細は法人指導課に確認すること。

5 留意事項

- 1 令和5年度末までに開設する事業を対象とします。
- 2 事業所を整備する用地は、許認可等が得られる見通しである用地とします。
- 3 用地はその所有権を取得することを原則とします。ただし、用地の所有権を取得することが困難な場合は、用地の賃貸借契約若しくは地上権の設定によること又は用地及び建物の両方の賃借によることが可能です。この場合、事業の継続に支障のない借用期間としてください。なお、根抵当権・抵当権のある用地及び建物は不可とします（ただし、法人の所有地で、当該法人の事業に関わる借入金の担保になっている場合は除く）。
- 4 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。また、整備を行う事業用地を確保するために必要となる賃料等についても応募者の負担となります。
- 5 提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません。応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう十分に検討した上で、具体的な内容のものを提出してください。
- 6 書類不備により失格となることのないよう、提出書類に記載する内容については、事前に介護保険課や関係部署に確認してください。
- 7 事業候補者の選定等に当たって当市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- 8 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。
- 9 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の各関係法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- 10 建設場所の近隣住民及び地域団体に対して、事業内容等について十分に説明を行ってください。
- 11 社会福祉法人は低所得者に対する利用者負担額軽減制度を実施してください。

6 応募方法

応募申込みをする事業者は、次の応募書類を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

1 提出書類一覧

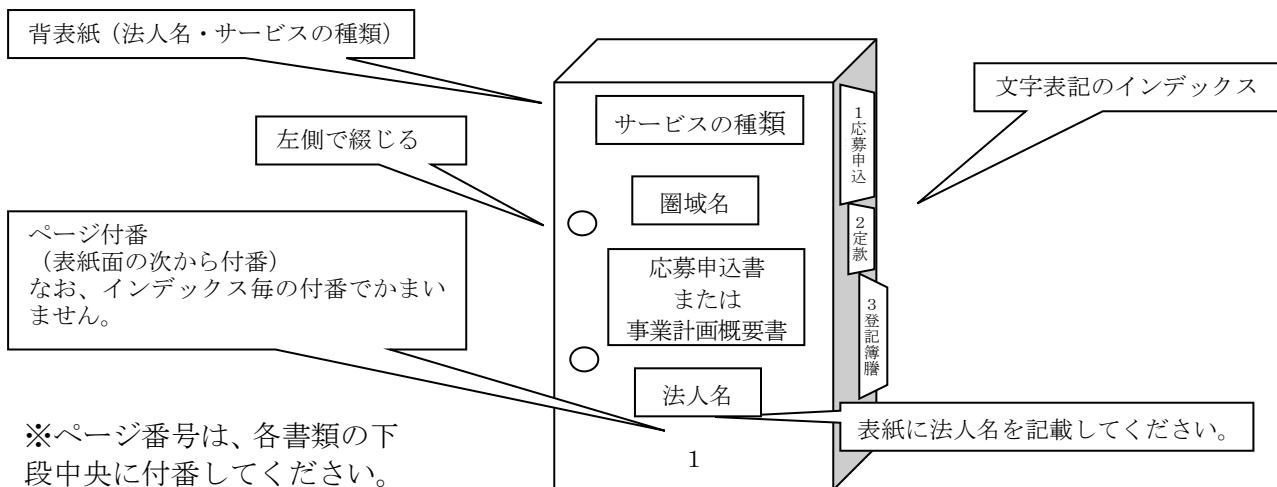
項目	備考		様式	提出部数
1 提出書類確認表	所定の様式		様式ウ	
2 令和4年度第2回 地域密着型サービ ス事業等候補者応 募申込書	所定の様式		様式1	
3 法人の概要	①法人の沿革（経歴・実績） ②法人の基本的事項（代表者経歴、理事（役員）構成及び氏名等） ③現在運営している施設または事業の概要（パンフレット可）		様式任意	
4 事業予定地の土 地、建物に関する 権利関係が確認で きる書類	必須	令和4年8月26日以降に発行された土地・建物登記簿謄本（登記事項証明書）	—	各16部 (内訳) 原本1部 写し15部
	借用	借地・借家契約書の写し ※借用予定の場合は、借地・借家に関する合意書(確約書)の写し ※合意書(確約書)が間に合わない場合は申立書	様式任意	
	購入	土地・建物の購入契約書の写し ※購入予定の場合は、購入に関する合意書(確約書)の写し ※合意書(確約書)が間に合わない場合は申立書	様式任意	
5 地域密着型サービ ス事業等計画概要 書	所定の様式		様式2	
6 定員・従業者等事 業計画概要書	所定の様式		様式3の8	
7 事業計画提案書	所定の様式		様式4の7	
8 基本計画図面等	整備予定地の位置図（周辺の住宅地図等） 建物の配置図、立面図、平面図（用途、室別面積、廊下幅等を記載したもの）、現況写真（少なくとも4方向から撮影したもの）		様式任意	
9 基本計画図面等	開設までの日程表		様式任意	
9 収支計画書	応募する事業の開始後5年分のもの ※会計区分は事業ごとに作成すること。 ※人件費等の諸経費及び事業による収入は、各種調査結果等をもとに、適切なものとすること（極端に低い人件費による収支計算を行わないこと）。		様式8	

10	収支計画関連資料	利用者の要支援・要介護度の想定、人件費の想定 ※収支計画の算定にあたり、その他根拠資料があれば、様式任意で提出すること。	様式9	各16部 (内訳) 原本1部 写し15部
11	法人登記簿謄本 (登記事項証明書)	令和4年8月26日以降に発行されたもの	—	
12	加古川市市税確認 承諾書	所定の様式	様式7	原本1部

2 提出書類の体裁

提出書類は、次の体裁で整えてください。

- ◇書類を「1（1）応募申込書関係書類一覧」・「1（2）事業計画概要書関係書類一覧」の項目順に並べ、書類下部中央にページ付番する（インデックス毎）。
- ◇「応募申込書」、「事業計画概要書」ごとに紙ファイル等で左側を綴じる。
- ◇項目ごとに、無地の紙を挟み文字表記のインデックスを付ける。
- ◇書類の大きさは、A4縦版を原則とする。ただし、団面（A3版とする。）やA4版を超えるものについてはA4サイズに折り込むこと。



3 応募書類の受付及び問合せ

受付期間	受付場所・問合せ先
<p>【受付期間】 令和4年8月26日（金）から 令和4年10月25日（火）まで</p> <p>【受付時間】 午前8:30～12:00、午後1:00～5:15</p> <p>※土・日曜日、祝日は除きます。</p> <p>※電話連絡の上、郵送による提出も可とします。</p> <p>※受付期間を過ぎたものは受理しません。</p>	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 新館2階 加古川市 福祉部 介護保険課 管理係 電話：079-427-9123 FAX：079-424-1322 Mail:fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp

7 事業候補者の選定及び審査方法等について

- 1 各応募者から提出された「応募申込書」及び「事業計画概要書」により、応募意思の確認・資格審査、本事業に対する考え方・理解度等を事業ごとに総合的に評価し、事業候補者を審査します。
- 2 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- 3 事業候補者は、加古川市介護保険運営協議会での審議を経て、市長が決定します。
- 4 選考の結果については、すべての応募者に対して文書で通知します。
- 5 審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。
- 6 事業候補者名等は、決定後に市ホームページにて公表します。決定後に辞退申出等があった場合も、その旨を公表します。決定後に辞退した場合、加古川市の実施する介護サービス事業者等の公募に5年間申し込むことを不可とする等の措置を課す場合があります。(書類作成を請け負った者も同様の扱いとします。)
- 7 事業候補者の都合により、実際の事業計画を応募内容から変更することは原則認めません。
- 8 事業候補者に決定された後、本公募に関する不正が明らかとなった場合、または応募できる事業者の資格要件を満たさなくなった場合、加古川市長が事業候補者の決定を取り消す場合があります。
- 9 事業候補者に選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。後日、改めて事業者の指定申請を行っていただきますが、指定基準を満たさない場合は、指定をしないことがあります。
- 10 審査・選定の結果について、異議申立ては受け付けません。

8 公募スケジュール

令和4年 8月26日（金）	応募申込受付開始
令和4年 10月25日（火）	応募申込受付終了 加古川市介護保険運営協議会による事業候補者の選考
令和4年 12月頃	事業候補者決定通知の送付